ほぼ週刊コラム　Partnership論　その１２０

**シリーズ：『米国Partnership税制勉強会』の振り返りと準備**

**第五回勉強会（**[**年表**](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20141003%20W113%20economic%20substance%20without%20profit/shiryou/evolution%20history%20of%20US%20partnership%20taxation%20rev8.ppt)**項目２：経済的実体（economic substance））の準備（４）：**

**19世紀末、経済がモンスター化するのに抗（あらが）った人々（その１）**

**ローマ法王レオ十三世（在位1878-1903）**

**～～あろう事か、commonwealthを危ぶめreligionを害することが明白な目的を有する人々に、最大限の自由が与えられようとしているのです。～～**

1891年Vatican論文 レオ十三世回勅[*Rerum Novarum*](http://www.vatican.va/holy_father/leo_xiii/encyclicals/documents/hf_l-xiii_enc_15051891_rerum-novarum_en.html)第22, 50,51,52,53段落 和訳

和訳rev.1　2014.11.19　齋藤旬

22. （第21段落最後の「現在の我々の試練（tribulation）は軽く短い。何故ならこの試練の報酬として我々は、至上にして類いない永遠の栄光を授かるからである。（Ⅱコリント 4･17）」に続いて）、ですから、富の幸運に恵まれた人々は次の様に警告を受けているのです。即ち、富んでいること豊かであることは、悲嘆を減免してくれるものではなく、むしろ、永遠の生命にとって役に立たないどころか、邪魔になることを忘れてはいけません。(マタイ19･23-24 “ラクダが針の穴をとおるより難しい”参照)。Jesus Christが富者に対して発せられたこの異例の警告を前にして、恐れおののかなければなりません(ルカ6･24-25参照)。そして何時の日か、the Supreme Judge（最高審判者）であるGodに、所有する全財産について極めて厳密な会計報告（account）をしなければなりません。この様に警告を受けているのです。さて次に、マネーのright useに関する主要、且つ、最もexcellentなruleを述べたいと思います。このruleは、異教徒の哲学者達が示唆したものですが、その後the Churchが明確化しました。人間の精神にとって分かる様にしただけでなく、人間の生活の中に深く埋め込んだのです。このruleは、「権利（right）の区別」原理に基礎を置きます。即ち、マネーの所有権と、人間の自由意志によるマネーの使用権とは、別々のもの、切り離して考えるべきものだという原理に基づいています。確かに私的所有権は、ここまで論じてきた様に、自然法に基づく人間の権利です。そして、この権利行使、特に、社会の構成員としてこの権利行使をすることは、lawfulであるばかりでなく、絶対的に必要なことです。トマス・アクィナスも『神学大全』第二部の二部六六間二項の「答え」の項で以下の様に述べています。即ち、『人間が私的財産を所有することはlawful（天の法において適法）であるだけでなく、人間が地上世界において生きていく（the carrying on of human existence）ために必要なことである。』　この様に確かに、私的所有権は所与のものです。しかしながらトマスはこうも述べています。『もし、人間の私的所有財産は如何に使用すべきかと問われたなら --- the Churchもためらわずトマスと同様に以下の様に答えます --- 人間は、地上世界における所有物を私個人のものと考えてはならない。むしろ、皆と共通（common to all）のものと考えるべきである。即ち、困窮にある者を前にしてためらうことなく分かち合う事が出来る様に、皆と共通のものと考えるべきである。使徒達も言っている。「この地上世界において富む者達に、出し惜しみすることなく広く分かち合いをする様に命ぜよ。」』　この様なトマスの言葉を少し補足しますと、勿論、自分または自分の家族に必要なものまで割いて他人を助けよ、と命じているのではありません。また勿論、自分にふさわしい生活状況を維持するに必要なものまで投げ出せ、と命じているのでもありません。『神学大全』第二部の二部三二間六項の「答え」の項でトマスはこうも述べています。「誰も、自分にふさわしくない生き方をしてはならない。」　ただ、強調しておきますが、必要なものが供給され自分達の生活状況がfairlyに考慮されているならば、余剰物を困窮者達に与える義務（duty）が生じます。「余ったものは施（ほどこ）せ（Of that which remaineth, give alms.）」(ルカ11･41)。これは、justice（地上世界的正しさ）から導かれるdutyではありません。極端な場合を除いてjusticeからは導かれません。即ち、人間的lawによって強制されるdutyではなく、Christian charity（キリスト教的カリタス）から導かれるdutyです。人間が考えたに過ぎない法と審判は、Christ the true Godのthe laws and judgmentsに、席を明け渡さなければなりません。Christ the true Godは、彼に付き従う者達が施（ほどこ）しを行う様に、様々な方法で説いたのです。「与える者は受ける者よりも幸（さいわ）いである」(使徒行録　20･35)。また、Christ the true Godは、貧者になした施し、あるいは拒んだ施しを、御自分に対する施し、あるいは拒絶と見なされたのです。「なんじらが、我がこのもっとも小さき兄弟の一人になしたところは、みな我になしたのである」(マタイ25･40)。まとめとしてこのruleは次の様に要約することができるでしょう。即ち、the divine bounty（仁慈なる神）から、この地上世界において大きな祝福 --- 外面的なもの物質的なもの精神的なもの --- を授かった者は、それらを用いて自らの本性のperfectingを行うとともに、the steward of God's providence（神の摂理の代務者）として他の人々にbenefitをもたらすために、その様なtalentを授かったのです。西暦590年から604年までローマ司教であった大グレゴリオもその著書『福音に関する説教』九で次の様に述べています。『talentを持つ者は、そのtalentを埋没させない様に注意しなければならない。能弁な者はだまっていてはならないし、豊かな財産を有するものは、慈悲と寛大に勤（いそ）しまなければならない。統治の技能（art and skill）を有するものは、その活用と恩恵とを兄弟に分けあたえる様に、心して努力しなければならない。』

50. 人間は、自分一人の力が微弱であることをハッキリと意識しています。従って、外部に助けとなる組織（aid）を必要とします。聖書のコヘレトの言葉4:9-10にはこう記されています。「一人でいるより二人で一緒にいる方が良い。何故ならばその方が仕事の報酬が大きくなるからである。一人が倒れてももう一人が仲間として立ち上がらせてくれる。孤独な者は不幸である。何故なら、倒れてもこれを助け起こす人がいないからである」。また、箴言18･19には「助け合う兄弟は、強固な防衛都市のようなものである」とあります。ですから、人間が市民society（社会、協会）を形成することは、この自然本能（natural impulse）によって起きるのです。更に、同様に、この自然本能によって人間はassociations（サブ社会、関連協会）を形成します。この様なassociationsは、確かに独立したsocietyとは言えない小さなものですが、真のsocietyであることに少しも違いはありません。

51. ただ、これら小さなsocietyと大きなsocietyとの間には、多くの相違点があります。何故なら直近の目的や目標が異なっているからです。例えば市民societyの様に大きなsocietyは、共通善を目的として存在します。そこには、全構成員にとって一般的なinterestsが含まれるとともに、個々人の個別的interestにもそれぞれふさわしい場と位（due place and degree）が含まれます。この様な共通善を目的とする市民societyをpublic societyと呼ぶことも出来ます。何故ならば、トマス・アクィナスが言うところのagencyによって、「人々が自分と周りとにcommonな関係性を構築し、commonwealthをset upしていくことが出来る」（トマス『反宗教者を駁す』第二章）からです。他方、この様なcommonwealthの胸に抱かれて形成されるsocieties即ちassociationsは、privateなスタイルをとります。しかもこれはrightlyにそうなります。何故ならば、この様なassociationsの直近の目的は、その構成員であるassociatesが持つprivateな優位性から生ずるものだからです。トマスの言葉を再び借りれば、『即ち、a private societyとは、例えば二、三人が共通の交易観（the view of trading in common） をもってpartnershipを組成する様に、private objectsを遂行する目的で形成されるものである』（トマス『反宗教者を駁す』第二章）と理解されます。ですから、commonwealthの胸に抱かれて形成されるassociationsは、rightlyにprivateなスタイルをとるのです。従ってprivate societiesは、たとえそれがbody politic（政治的統一体としてのnationals（国民））の中に形成され、commonwealthの個別的部分を担っているに過ぎないとしても、そうだからと言ってpublic authority（公的権威）が、その存在を禁止できるものでは絶対にありません。人間がこの種の”society”に参加するのは、自然法的権利（natural right）です。また、国家はその当局を使って、これら自然法的権利を破壊するのでなく、むしろ守るべきなのです。従って、市民がassociationsを形成するのを、もし仮に国家が禁じたとしたら、その様な国家は自らの存在原則そのものに反していることになります。何故ならば、市民も国家も、「人間はその自然な傾向としてsocietyの中で生活するものである」という準原則（the like principle）のおかげで、この地上世界に存在しているに過ぎないからです。

52. これは言うまでもないことですが、法律（*lex*）が或る種のassociationの形成を阻止してよい場合があります。例えば複数人が集まって、明らかにunlawfulで悪意に満ちた目的で国家の存在を危ぶめようとするときなどがその様な場合です。この様な場合においては、public authority（公的権威）は、そのassociationの形成を阻止し、もし既に組成しているときは解散を命じることが出来ます。これはjustice（地上世界的な正しさ）にかなう事柄です。ただ、この様な場合でも、public authorityは極めて慎重になるべきです。public benefitを口実にして由（いわれ）のない規制をかける、あるいは、個々人の権利を侵害する様なことは、決して行ってはいけません。法律（*lex*）が強制力を持つのは、それがright（天上世界的に正しい）な由（いわれ）を伴う場合だけ、即ち、the eternal law of God（神の永久法）に適う場合だけなのです。[[1]](#footnote-1)

53. ここで私達は、教会権威や信徒達によって設立された、societies、communities、信徒会、修道会等について考えてみましょう。各国の年代記には、古から現代までにこれらsocietiesが人類のために成し遂げた智慧の数々を、記しています。従ってこれらsocietiesが、非難されることなど全く無い目的のためにあり、自然法によって認可を有したものであることは、単に理性の面から検討してみても全く明らかです。また、これらのsocietiesは、religionに関する面では、（Church and Stateの内の）Churchにしか属しません。State（国家）には属していません。従って、国家の支配者達はこれらのsocietiesに対して何らのrights（権利）も持っていませんし、これらを管理（control）するための持分（share）を主張することは出来ません。むしろ、国家は義務（duty）を負っています。これらのsocietiesを尊重し保護し、必要な場合には、攻撃に対し防衛する義務を負っています。しかしながら、過去においてもそして特に現在（19世紀末）において、全く逆の処遇が為されたことは、皆さんご承知のことと思います。即ち、多くの地域において国家権威達は、これらのcommunitiesに対し暴力の魔の手を伸ばし、多岐にわたるinjustice（地上世界における不正義）を重ねました。国家はこれらsocietiesをthe civil law（légalité des sociétés、*civil lex*）の下に置き、これらが有するcorporate（※）bodiesとしてのrights（天上世界的正しさ、権利）を剥奪し、その本質（property）を略奪しました。本質（property）--- それは、the Churchがそのrightsをその中に見出すものであり、キリストの身体手足である各memberも自らのrightsをその中に見出すものであり、明確な目的を持ったこれらのcommunitiesを創立し基金を提供した者達もそのrightsをその中に託すものであり、そして極めつけは、これらcommunitiesがその存在をかけて貢献し奉仕しようとする対象そのものが持つところの --- 本質（property）を、多くの地域における国家権威達は略奪したのです。ですから私達は、この様に邪悪な結果を招いたunjust（地上世界的に不正義）にしてfraught（悲惨）な略奪に対し、非難を手加減することは出来ません。非難すべき理由は更にもっとあります。即ち、集会結社の自由（association is free to all）を社会の全構成員に対してthe civil law(訳者補遺：日本で言う民法とは少し違うか？)が認めた正にその時に、Catholic関連のsocietiesは、それらが如何に平和的で有益であっても、その活動を様々な方法で妨害される一方で、あろう事か、commonwealthを危ぶめreligionを害することが明白な目的を有する人々（individuals）に、最大限の自由が与えられようとしているのです。

（※）訳者補遺：ここでのcorporateの意味は、株式会社や法人ではなく、Corps du Christ（キリストの身体）だと思う。即ち、教会や教会関連団体は、キリストの身体手足となって福音宣教活動を、地上世界の*lex*に縛られないで、行う権利（rights）を有していると考えているのだろう。

1. "Human law is law only by virtue of its accordance with right reason; and thus it is manifest that it flows from the eternal law. And in so far as it deviates from right reason it is called an unjust law; in such case it is no law at all, but rather a species of violence." Thomas Aquinas（トマス・アクィナス）, *Summa theologiae*（神学大全）Ia-Ilae, q. xciii, art. 3, ad 2m. [↑](#footnote-ref-1)